

議案第 31 号

板橋こども動物園における複合施設棟等の草屋根土砂流出
事故に係る和解について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

板橋こども動物園における複合施設棟等の草屋根土砂流出
事故に係る和解について

下記により、板橋こども動物園における複合施設棟等の草屋根土砂流
出事故について和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 株式会社プレック研究所は、板橋区に対し、解決金として金 1, 844 万 1, 580 円を、板橋区が株式会社プレック研究所に対して別途指定する金融機関口座宛て送金する方法にて、令和 3 年 6 月末日までに支払う。
- (2) 板橋区及び株式会社プレック研究所は、(1)及び(3)に定めるほか、本件事故に関し、互いに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 株式会社プレック研究所が、(1)で定められた債務を期限までに履行しなかった場合は、株式会社プレック研究所は、(1)で定められた解決金の残金を直ちに支払うほか、(1)の支払期限の日の翌日から支払済みに至るまで、解決金の残金に対する年 3%の割合による遅延損害金を板橋区に対して支払う。

2 和解の相手方

東京都千代田区麴町三丁目 7 番地 6

株式会社プレック研究所

代表取締役 杉尾 大地

3 和解の理由

令和2年4月13日に発生した板橋こども動物園における複合施設棟等の草屋根土砂流出事故について和解する必要があるため。

(提案理由)

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提出するものである。